

までもなく、質問に対し政府が答えるのは立憲政治における当然の責任であることを御承知頂けます。(拍手)

一 國務大臣の演説

○議長(松岡駒吉君) 大藏大臣より、
財政に関する演説のため発言を求めて
れております。これを許します。大臣

○國務大臣(北村德太郎君) われく
は漠然と希望し、明確に恐怖していると、ある戰勝國の詩人が申しましてが、今まで私どもは、明確な恐怖はとても、安定への希望はきわめて漠然としたものでしかあり得なかつたのであります。しかし、今や耐乏と苦闘のうちにようやく生存から生活へ、危機感から安全感への十字路にたどりつこうといたしているのであります。この重大な時期に際会いたしまして、昭和二十三年度予算案の編成にあたりまして、まず第一の努力は、予算と物價との相互均衡をとるといふ点に注がれております。このことたるや、大にして、しかもまたきわめて困難な問題でありますため、これに相當時口を要し、遂に暫定予算の御審議を頼んでこと数回に及び、このほどようやく決成案を得るに至りましたが、なお事務上の都合で、正式な予算案としての提出は若干遅れる見込みでありますから、この際大綱について御説明申し上げるとともに、現下の財政金融政策につきまして所信を申し述べたいと存ずる次第であります。

べないのであります。まず第一に、物價及び貿金と予算との関係であります。昨年七月の物價改訂後、貿金と実効價格との上昇線は相当弱まつたものの、なお繼續いたしております。このため、特に官策と基礎産業とは今なお採算割れを來し、これがため、鉄道、通信兩特別会計の運営収支における赤字、石炭・鉄綱・肥料等いわゆる安定帶物資に対する價格調整補給金等実質上の財政負担と見られるものは、最近月額百億円に達する状況となつたのであります。かかる財政及び金融上の負担を引き続き持続いたしますこととは、インフレーションの前途に重大な暗影を投ずるのみならず、企業の見地から見ましても、かかる重要な産業の基礎を不健全なまま放置することはできないので、ここにこれらの價格の改訂を行ひ、企業の運営を正常化することが必要となつたのであります。

率の三・五倍、通信料金の値上りは現行料率の四倍に止めることとしたのであります。賃金については、右の價格補正を斟酌して、現在における一般労者の実質賃金を確保せしめることとし、これがため、所得税について相当大幅の軽減を行ふ等の措置を講じたのであります。

第二の点は、健全財政の原則を一般会計、特別会計及び地方財政を通じて貫徹したことであります。財政の健全性とは、申すまでもなく、一般会計のみならず、特別会計、地方財政を通じた財政全体として、その收支の均衡適合をはかるということであるべきはもちろんであるからであります。このことは、物價と賃金との騰貴を抑制しつつ、しかもこれによる國民負担の増大をできるだけ避けねばならない情勢のもとにおいてはきわめて困難であり、予算の編成にあたり最も苦心いたしたところでございます。結局、各特別会計においても、地方財政においても、運営上の收支についておおむね赤字を出さずには済まず見透しがつきましたことは、財政健全化のために喜びとするところであります。もつとも資本的支出に属するものにつきましては、経費の性質上公債または借入金によることとしたものもありますが、これは資本勘定として当然の措置と考えておられます。

第三は、國民経済との関連でござります。財政の健全化のためには、財政収支が均衡を得るのみならず、さらに財政の規模が國民経済全体に適應することが必要でございます。國民経済力の総合的指標たる國民所得を見ます

に、昭和二十三年度は大よそ一兆九千九百九十三億円余は二一%にあたり、億程度と概算せられるのでありますて、これに対し、一般会計の歳出三千五百四十億円余は二一%にあります。前年度の一八%に比し多少増率となつております。本年度の國民所得は、實質的に見て昨年度に比し相当増加することは期待できますが、わが國經濟の実力が未だきわめて貧困であることに顧みますれば、この負担は相当の重圧と思われます。しかし、經濟の安定、國の復興その他のためには、わが國のなすべきところはきわめて多いのですから、われくは、この際新しい日本建設のために、この負担をもあって甘受しなければならないと思うのであり、國民各位におかれましても、この点については今しばらく御辛抱を願わねばならぬと思うのであります。

第四に、行政整理に関する点でござります。國內經濟態勢を整備して外資の導入を容易ならしめ、わが國經濟を復興するためには、經濟部門と密接な関係を有する行政部門をまず能率化する必要がありますことは、申すまでもありません。この目的を達するため、政府は行政事務の整理再編成と機構の簡素化、合理化を行うこととし、目下着々具体案を検討作成中であります。この際まず、予算上においてもとりあえず一般会計の入件費の一割五分に相当する額を節約することとし、もつて行政整理の実施を財政の面からも促進することといたした次第であります。

以上の観点に立つて作成されました予算の概要は、大体歳入歳出ともに三千九百九十三億円余でありまして、歳入は、租税及び印紙收入二千六百三十三

二億円余、専賣益金九百四十三億円余、その他の官業及び官有財産收入七十二億円余、雜收入三百三十六億円余であります。前年度剩余金八億円余であり、歳出は終戦處理費及び賠償施設處理費一千億円、價格調整費五百五十五億円、鐵道通信行政監督費繰入二十億円余、鐵道業務收支差額繰入九十億円、通信業務費一千億円、價格調整費五百五十五億円、鐵道通信行政監督費繰入二十億円余、鐵道助四十億円、地方分與稅分與金四百四十九億円余、公共事業費四百二十五億円、政府出資百八十九億円余、その他千二百八十八億円余であります。

この内容については、近く予算案を提出する際詳細に御説明申し上げることといたしたいのであります。概要について簡単に申し述べますれば、支出のうち人件費については三千七百円ベース、物件費については公定價格として計上したのであります。事業量としては、前年度に比し若干減少するものと想算いたしたのでござります。

次に終戦處理費及び賠償施設處理費について、最近の実情に今後の見通しを加え、物價の騰貴率を勘案して計上したのであります。事業量としては、前年度に比し若干減少するものと想算いたしたのでござります。

鐵道、通信両特別会計の業務勘定に対する赤字の補填及び船舶運営会への補助は、いずれもさきに申し述べた價格補正の方針に則り、現行料率に必要な調整費四百四十億円を計上したのであります。

此處實在是物極必反，過份的過度貪心，才會招致如此的後果。

信、通信料金は四倍、海上運賃は三倍の線にこれを抑制し、現状において実行可能な合理化を断行して、なお不足する分を一般会計から繰入れることとしたのであります。

鉄道通信の行政監督費繰入は、両特別会計に属していた行政または監督の性質を有する経費をこの際一般会計の負担に移し、これら企業特別会計の独立採算制を徹底せしめることとした次第であります。

地方分與税分與金は、地方財政の状況に顧み、赤字借入を避けるため必要な金額を地方公共團体に分與することといたしました。

公共事業費については、昨年における災害その他の事情を勘案し、前年度に比し若干事業量の増加を見込み、これに價格補正による単價の増嵩を加えて計上いたしました。

政府出資については、復興金融金庫に比し若干事業量の増加を見込み、これに價格補正による単價の増嵩を加えて計上いたしました。

以上歳出を概観いたしましたが、終戦処理費、実質上の價格調整費及び地力分與税分與金のみで、すでに歳出額の五三%を占め、爾余の経費をもつて戦災復旧、教育文化、保健衛生、産業経済等々施策の万端を実行せねばならぬことは、物價騰貴の点を考え合わせ、財政の困難を如実に示しておるものであります。

一方で、物價の変動に即應して、間接税中の課税の酒税等につき相当の増徴を行なうこととしております。さらに、以上の努力を盡すことといたしましたが、健全財政の原則から、財源のすべてを普通歳入によることとし、その大宗たる租税と專賣收入につきそれら所要の措置を講ずるとともに、その他の收入についても、物價等の状況に顧みて、できる限りの努力を盡すことといたしました。専賣収入については、すでに法律案を提出しましたが、租税についても、数日中にそれら法律案をもつて御審議を頼わすつもりであります。その大要は次の通りであります。

まず租税につきましては、最近における貢金、物價等経済諸情勢の推移に即應して、國民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に対応して收入を確保することを目標として、租税の全般にわたり改正を加えることといたしました。すなわち、租税の中権ある所得税について、所得の変動、課税の実情等に照らして財政事情の許す限り負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除及び勤労控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げることとしたのであります。和しようと努めた次第であります。また法人税については、産業の振興、外債償還等々施策の万端を実行せねばならないことは、物價騰貴の点を考え合わせ、財政の困難を如実に示しておるものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。以上述べた巨額の経費をいかにして立探算制を徹底せしめることとした次第であります。

専賣収入については、すでに法律案を提出しましたが、租税についても、数日中にそれら法律案をもつて御審議を頼わすつもりであります。その大要は次の通りであります。

まず租税につきましては、最近における貢金、物價等経済諸情勢の推移に即應して、國民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に対応して收入を確保することを目標として、租税の全般にわたり改正を加えることといたしました。すなわち、租税の中権ある所得税について、所得の変動、課税の実情等に照らして財政事情の許す限り負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除及び勤労控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げることとしたのであります。和しようと努めた次第であります。また法人税については、産業の振興、外債償還等々施策の万端を実行せねばならないことは、物價騰貴の点を考え合わせ、財政の困難を如実に示しておるものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。以上述べた巨額の経費をいかにして立探算制を徹底せしめることとした次第であります。

専賣収入については、すでに法律案を提出しましたが、租税についても、数日中にそれら法律案をもつて御審議を頼わすつもりであります。その大要は次の通りであります。

まず租税につきましては、最近における貢金、物價等経済諸情勢の推移に即應して、國民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に対応して收入を確保することを目標として、租税の全般にわたり改正を加えることといたしました。すなわち、租税の中権ある所得税について、所得の変動、課税の実情等に照らして財政事情の許す限り負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除及び勤労控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げることとしたのであります。和しようと努めた次第であります。また法人税については、産業の振興、外債償還等々施策の万端を実行せねばならないことは、物價騰貴の点を考え合わせ、財政の困難を如実に示しておるものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。以上述べた巨額の経費をいかにして立探算制を徹底せしめることとした次第であります。

専賣収入については、すでに法律案を提出しましたが、租税についても、数日中にそれら法律案をもつて御審議を頼わすつもりであります。その大要は次の通りであります。

まず租税につきましては、最近における貢金、物價等経済諸情勢の推移に即應して、國民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に対応して收入を確保することを目標として、租税の全般にわたり改正を加えることといたしました。すなわち、租税の中権ある所得税について、所得の変動、課税の実情等に照らして財政事情の許す限り負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除及び勤労控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げることとしたのであります。和しようと努めた次第であります。また法人税については、産業の振興、外債償還等々施策の万端を実行せねばならないことは、物價騰貴の点を考え合わせ、財政の困難を如実に示しておるものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。以上述べた巨額の経費をいかにして立探算制を徹底せしめることとした次第であります。

専賣収入については、すでに法律案を提出しましたが、租税についても、数日中にそれら法律案をもつて御審議を頼わすつもりであります。その大要は次の通りであります。

まず租税につきましては、最近における貢金、物價等経済諸情勢の推移に即應して、國民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に対応して收入を確保することを目標として、租税の全般にわたり改正を加えることといたしました。すなわち、租税の中権ある所得税について、所得の変動、課税の実情等に照らして財政事情の許す限り負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除及び勤労控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げることとしたのであります。和しようと努めた次第であります。また法人税については、産業の振興、外債償還等々施策の万端を実行せねばならないことは、物價騰貴の点を考え合わせ、財政の困難を如実に示しておるものであります。

元來、通貨増発の原因の一半は産業の資金の需要の増大にあるのでありますから、通貨面からするインフレーション対策は、財政面と金融面との双方にわたつて行わなければなりません。政府は、財政面における健全財政主義と相照應いたしまして、金融面においては健全金融主義の原則を堅持しているのであります。このために、昨年三月以来、金融機関からの貸出は、原則としてその蓄積資金をもつて賄い、またいわゆる赤字金融をなさしめない方針をとり、信用面からする通貨膨脹を極力抑制してまつたのであります。しかして融資については、経済の安定、産業の復興、生産の増強等の見地から見まして、産業各般にわたつて緊急度に応する順位を決定し、資金が当面必要な方面に重点的に融資せらるるよう規制してあるのであります。かくて過去一年余の実績は、通貨増発抑制上相当の効果を立証しているものと考えられます。

のため、健全財政と相並んで健全金融の原則はあくまで堅持しつつ、しかもその運用にあたつては、実情に即してでき得る限り生産を増強するため効果的な施策をとる所存であります。すでに正規の配給物資、貿易物資等の生産配給に必要な資金の供給を円滑ならしめるため、公團認証手形、配給手形、貿易手形制度を創設し、また農村金融対策といったしましては、肥料、農機具、農業等の購入代金等の農業生産資金を供給する手段として農業手形制度を創設し、その効果をあげている等が、その実例でござります。

資本供給は一刻もゆるがせにできない現況に鑑みまして、やむを得ぬことと存じます。政府は、復興金融債券についてはでき得るだけ市場消化に努めるとともに、融資の回収及び使途の監査につき一段のくふうを重ねたい所存でございます。なお、復興金融金庫は第五回の増資を計画中でありますて、近く必要な法律案を提出するはゞでござります。

なお、從来企業は、その必要とする事業資金の大部分を金融機関からの融資に求めしてきたのであります、通貨の膨脹を避け、健全な民主的経済を確立するためには、今後所要資金は極力これを増資、拂込み等の安定した自己資本に求めるより、漸次切りかえていく必要がございます。このためには、申すまでもなく國民の証券投資に対する関心を高め、廣く國民の間に有價証券の分布をはかることが必要であり、さきに施行されました証券取引法の適切な運用等により、証券の民主化のため一層の努力を傾けたいと考えております。

以上、財政資金と事業資金とにわたり、資金の需要面について申し述べたのでございますが、かくして放出されたところの通貨がただちに還流し、これらの資金の需要を満たすことができれば、通貨の増発は起らないはずでありますから、従つて、資金需要に対應する貯蓄が不足な点にも通貨増発の一因が存するわけでございます。

貯蓄増強については、すでに一昨年秋以來の救國貯蓄運動が末端まで滲透して、相當顯著な成果をあげ、徵稅成績の急上昇にもかかわりませず、本年

一月は百七十九億円、二月は九十五億円、三月は二百一億円と、順調に進展してきたのでございますが、四月には約四十億円と著しい減少を見ました点に鑑みまして、インフレーション抑制のために一層この国民貯蓄の増強が要請されますので、本年は貯蓄目標額を三千億円とし、これが達成のために、さらに一段の努力をいたしたいと存じております。貯蓄増強の方策といたしましては、まず第一に通貨への信頼感を増すことが必要である。しかるにもかかわりませず、ちまたにおいては新円再封鎖等の説をなすものがありますけれども、政府は、新円再封鎖のごとき、一切さような措置はいたしませんことはもちろんであります。なお進んで貯蓄組合の結成を促進し、貯蓄習慣を喚起し、郵便貯金を初め貯蓄による資金の地方還元をかる等謹般の施策を実施いたす所存でござりますから、一層の御協力を切望する次第であります。

入つてからの諸般の情勢は、全般的に見て次第に好轉しつつあるものと言えましょ。すなわち、納稅成績の目ざましい向上を主軸として、通貨はほどんど安定的状態にあり、また物資面においても、供米は昨年に比しはるかに早く完遂され、各方面における國民各位のひたむきな經濟復興への努力は、今やようやく歩一步とその実を結び始めたのであります。

しかしながら、このような國民の努力にもかかわりませず、脚下の現実を顧みますとき、戰爭の慘禍はあまりにも大きく、鉱工業生産は未だ昭和五年ないし九年の四三%に止まり、食糧その他の生活必需物資の生産は、七千八百万の國民の最低必要量をとうてい満たし得ないのであります。この基本的な欠陥が解決されない限り、經濟の終局的な安定は期し得られません。そしてこの解決は、脆弱となつた國內經濟の基盤だけではとうてい望み得べくもなく、國際經濟との関連において、すなわち外資の援助と貿易の振興によつて初めて可能となつてまいるのであります。事実、今日までのわが國經濟は、いわゆる緊急援助費等國政府の予算支出による外資の援助によつて崩壊を免れてきたのであります。しかししながら、今後進んで經濟の復興をはかるためには、政府による援助のみならず、いわゆる民間外資の導入をもはかる必要があることは言うまでもあります。

しかるに、わが國經濟の現状は、イソフレーション下にあつて労働不安は去らず、企業の基礎は未だ整備されておらぬ等、民間投資にとって採算の見せん。

透しが困難であり、その安全性と利潤性とを確保するには、なおほなはだ未だいしのであります。また経済が不安定なため、爲替レートも未だ決定せられず、國內價格は國際價格水準と遊離した、でこぼこのままに放任されております。しかも、相当非能率な經營が行われておる國內經濟の状態が、貿易の振興に對して重大な妨げとなつてゐるのであります。しかしさいわいにして、緊急援助費を初め相当巨額に上る米國政府の外資援助が傳えられ、ドーレー・使節團の報告書を通じて賠償の緩和、外資援助その他日本の經濟的自立に対する深い関心が明らかとなり、また食糧事情が世界的に好轉しつつあること等を考え合わせますとき、われわれの前途に大きな光明がさしそあてきたことを認めることができると思うのであります。

面における健全金融と相表裏し、財政の赤字を金融面に轉嫁するごときことのない、実質的な收支の均衡を目指さなければなりません。これと同時に、主食その他生活必需物資の供給確保を裏づけとする実質賃金の安定により、家計の赤字を克服し、また企業についても、金融、資材の両方面から經營の合理化、能率化をはかることによりまして、その赤字を解消せしめるよう不斷の努力が続けられなければならないであります。

さきに述べましたように、終戦以來の国民の貴い努力は、今やようやく効果を現わし始め、しかも國際情勢の好轉が期待されるこのときこそ、わが國經濟再建にまたとなしい好機であり、今こそわれくは、経済安定の目標に向つて昂然と頭をもたげつつ、國內の協力態勢を整えて起ち上らねばならぬの

経済を再び不安のどん底に陥らしめ、民族自立の希望は遂に達成することもできずには終るであります。連合國、殊に米國の好意にこたえる意味におきましても、われ々國民は、この機会に昂然として起ち上り、一致協力して、苦しきに耐えつつ經濟再建の一途に努力を傾注いたさねばならぬと思ります。かくて國民各級の再建への意欲と、不拔の勇氣と、たゆまざる努力とによりまして、不安と恐怖は一掃され、明確に前途を望みつつ、歩一步經濟安定がもたらされることとの決して遠くはないことを私は信じて疑わない次第であります。(拍手)

すので、以下諸点につき、法務総裁並びに厚生大臣の責任ある御答弁を要求する次第であります。

元來癪病という病は、ほとんど不治のものでありまして、恐るべき傳染病であることは、今日一般に認められてゐるところでござります。しかして、これら癪病をまつたく社会から根絶一掃するためには、完全なる治療法のなき今日としては、どうしても癪病の患者を一般社会から隔離收容して、その傳染源を断ち切るよりほかに途がないのであります。すなわち、これらの隔離收容せられました癪患者は、自身の病氣を治すというよりも、むしろ

秩序はまつたく乱れ、善良な收容患者の不安・迷惑を増長しておるばかりでなく、さらにこれら療養所が一般社会におけるところの犯罪の温床と化しつつある事実であります。

しかして、これが原因のおもなるものは、現在わが國の癪病患者の犯罪者を收容すべき刑務所、あるいはこれに類する特殊なる施設が全然欠如しておることに起因するのであります。

たとえば、ここに癪病患者の一犯罪者が検察当局によつて捕えられますと、その者は癪病患者であるという理由から、一般犯罪者を收容する拘置所に收容することができないために、結

ろ私ども一般の健康な國民に癆病を傳染させないために、みずからを犠牲といたしまして、孤独な、さびしい生活をもつて一生を終るのであります。ここに救護事業が数多い社會事業の中でも最も重要な意義を有するという理由があるわけであります。

私ども國民といたしましても、これら犠牲者が、その孤独の生活のうちに何かしら温かい光明・希望を抱いて、安心して平和な生活ができるようになりますことは、國家の責任であり、また新しい憲法の精神よりいたしました。あるいはまた人道上の見地よりもいたしましても、最も大切なことであると信ずるものであります。

しかるに、ここにはなはだ遺憾にたえないことは、近來、これら癆療養所において、言語に絶する不道徳なる行爲が公然と行われ、ときには、きわめて惡質なる犯罪さえも次第に増加しつつあるのであります。かつては平和な別天地であつたこれらの療養所の局取調べもやむとなつて、あたかもはれ物にさわるがごとく、そのままただちに癆療養所に送致収容せらるる者を常とするのであります。その際癆療養所といたしましても、はなはだ迷惑至極ではござりますが、やむを得ずこれらの方罪者を収容するのでございまするが、その犯罪者を入れる設備がないために、一般患者のおる病室に收容せざるを得ないので常とするのであります。結局、いかなる犯罪を犯しましても、癆病患者である限り处罚または監禁されないとということになつてしまふのであります。

さらに驚くべきことは、癆患者の犯罪人と共犯でありますところの健康者の犯罪人がある場合は、結局取調べの煩雜さを避けるため、これも癆患者同様に療養所に送らるるという、まつたく常識をもつてしては判断することができない事実があります。最近私の聞き及びました実例によりましても、殺人犯人が癆患者であるため

に、何ら刑法上の処罰を受けることなく、そのまま療養所に収容されたばかりでなく、さらに、その共犯者である一健康人をも収容した事実があります。

これらの犯罪者が療養所にありますると、自身自暴自棄のふるまいをなすばかりか、公然と、自分は殺人を行つておいたのであるが、何らの処罰を受けられない。癪患者は、どうせ前途に希望がないのであるから、何をやつても差支えない、何をやつても処罰されないと公言いたしまして、他の善良な患者を説教いたしまして、病室内にして療養所内の秩序を乱し、まつたくおいて大がかりな賭博を始め、その他種々の忌わしい犯罪を犯して、平然として療養所内の暴君と化しつつあるが、これに対して療養所の当局も、まつたく手も足も出せぬという状態であります。

さらに寒心にたえなることは、これら犯罪者に限つて、必ず折を見て再び療養所を脱出して一般社会に潜入し、傳染の根源となるばかりか、凶悪犯罪の害毒を流すに至るのであります。今にしてこれが対策を講じなければ、その社会的害毒の及ぶところ、眞に膚にあわを生ずるものがあるのであります。

るかに上昇あることき情勢にあるのであります。もちろん、許可されるこれらの鉄鋼は、産業機械なり建築復興資材として、あらゆる平和的、文化的用途への自由が認められるのであります。

かかるに、現在までの調査によれば、わが國土内の鉄鉱石は、生産許可数量をフルに継続するトすれば、わずか数年間にして國內の鉄鋼源は枯渇し、その後は全面的に輸入にまつはかれないという、眞に寒心すべき状態におかれているのであります。あまりに目先の事象にとらわれるに急にして、このよくな鐵鋼事情に目をおおりなれば、基礎工事なき百年の設計に落ち込み、日本經濟の再建など、とうてい望むべくもないと思うのであります。そこで、これが対策の一つとして、は、必然的に少量をもつて最大の効果をあげるべく、鉄鋼の品質向上による、性能の完全なる発揮を考究し、一方においては、不足する数量の最小限を輸入の観點にまたなければならないと思うのであります。かかる方向に指向いたさない限り、わが國の工業水準が世界市場の列に伍していくに至らないのみならず、國內の需要にさえ、きわめて近い将来に行詰りを喫することは必至であります。鉄鋼源を無限に藏すると言われば、米國を初め、鉄鋼源に恵まれたその他、先進諸國におきましても、鉄鋼源節約の目的を含めた優良鉄鋼の生産に非常なる苦心と努力とを注いでおる現状であります。

國鉄復興協議会なりが、鉄鋼生産を
担う労働者並びに業者諸君とともに、
この線に沿うて活動いたしておること
は、きわめて適切な行き方であると思
うのであります。しかしながら、鉄鋼
の生産対策として、これら当事者の適
切なる努力と車の両輪をなすべき鉄鋼
行政の不備弱体は、今日わが國における
鉄鋼生産の上に大いなるネックとな
していると思うのであります。すなわ
ち、鉄鋼行政の拡大強化が強く要請さ
れているゆえんであります。

現に、鉄鋼とともに重点産業のわく
内にある石炭、電力、肥料等に対して
は、それ／＼石炭廳なり電力局なり肥
料部なりが確立されて、いずれも行政
の一元化のもとに、強力にその施策が
推進されているであります。もちろん、
行政整理によつて苦しい國家財政
の歳出を抑制いたすことは現下の急務
であります。しかしながら、重点産
業、特に鉄鋼の飛躍的増産を通じて全
産業施設にその基礎を與え、現下のイ
ンフレーションを根本的に解決する方
途も、軽く扱うことのできない問題で
あると思うのであります。

しかも、私の強く主張いたしまする
鉄鋼行政の拡充強化は、國家財政の歳
出を伴う人員増加ではないのであります。
す。すなわち、かつての鉄鋼局が、終
戦後は鉱山局に属する一鉄鋼課に圧縮
され、さらに同じ系統の鑄鐵、鍛鋼、
鑄鐵等は、いづれも機械局に配置され
ているのであります。鉄鋼に限らず、
かくてはすべての行政体系はばらく
に分裂して、総合的計画性を失い、事
務の複雜と非能率の集約的形態を露呈
いたすほか何ものもないであります。

す。なるほど鉄鋼局が鉄鋼課に縮小されたのは、鉄鋼行政の権限が廣汎に日本鐵鋼協議会に委譲されたからであります。ましよが、鉄鋼行政の権限が依然として政府官廳に集中され、さらには司令部との連絡、独占禁止、過度経済力の集中排除、企業の整備、賠償工場の措置、残存工場に対する生産方策、鉄鋼統制令廢止による生産資材の割当等のごとく、その所管内容がきわめて厖大なるおきましては、一鉄鋼課をもつてしては、とていて背負いきれるものでないことは当然と言へべきであります。むしろ鉄鋼課であつた戦時中は、軍部の一方的傳達機關にすぎず、その事務はきわめて單純であつたのであります。國家財政の歳出に何らの影響をもたらすこともなく、現存し分散している間に系統の行政機関を集約いたしまして、鉄鋼課を鉄鋼局に昇格せしめ、少數精銳の能率主義行政によつて、一元的総合計画のもとに優良鉄鋼の増産をはかることが、深刻なる現下のインフレーション克服に久くべからざる大きな要素となることを私は固く信ずるのであります。

すでに、米國の対日救済費四億一千四百万ドルは昨三日の下院歳出委員会で承認され、外資導入も好都合に進んであります。従いまして、これが受入態勢の整備はきわめて緊要であると思ふのであります。私は、わが國産業の復興に不可欠の條件の一つとして、鉄鋼の生産状況にきわめて大きな関心をもたざるを得ないのであります。政府は、わが國のきわめて乏しい鉄鋼源の現実の上に立つて、いかなる対策を講じておられるか、また鉄鋼行政のあり

○國務大臣水谷長三郎君登壇
○國務大臣(水谷長三郎君) 多賀議員
の御質問にお答えいたします。
鉄鋼が日本經濟再建のために不可欠
の基礎物資であることは申すまでもな
いのでございまして、商工省といたし
ましても、決してこれが生産を輕視して
おらないでございます。特に御室内の
よう、本年度は經濟再建計画の初年年度
にあたりまして、引続き石灰の増産、
電力の補修、輸送力の増強が要請され
ておるのでございますが、しかも、これ
らの三つの基礎物資の増産が成るか成
らないかということは、一は鉄鋼増産の
裏づけいかんにかつておる問題でござ
りますがゆえに、商工省といたしま
しては、昨年度以上の強力なる施策を
鉄鋼に注入して、全努力を擲げていき
たいと考えておる次第であります。
第一の、今後の鉄鋼政策でございま
すが、本年度の鉄鋼生産は、さきに発
表いたしましたように、昨年度に倍加
されまして、普通鉄鋼材百萬トンを中
心とするものに決定したのでございま
すが、その後関係方面から強い意向も
ございまして、さらに普通鉄鋼材百萬
トンを中心とする計畫を目下検討
中でございます。もちろん、これが目
標の即時達成のためには、相當量の輸
入原料を必要とするものであります
て、鉄鋼石、原料炭等の原料の輸入も
ほぼ見透しがつきまして、一部はすで
に入港しつつある現状でありますが、
なおこれら原料の輸入確保及びその他

原料・資材輸送力の確保には困難が予想されておりますので、今後も引き続きあらゆる努力を傾倒いたしまして、目的達成に遺憾なきを期する所存でございます。なお一層の国民的協力をお願いする次第でございます。

第三は、鉄鋼局設置の問題でござりますが、以上述べましたような趣旨によりまして、商工省といたしましては、何とか鉄鋼増産の機構的措置を講じたいと考えておるのでございますが、御案内のように、ただいまはできるだけ行政機構を縮小しようという傾向に出ておるのでございますがゆえに、御質問の鉄鋼局が設置されるかどうかということにかかるておるのでございまして、われわれは、國会の意がいかにこの問題を御推進くださるかどうかということにかかるておるのでございまして、われわれは、國会の意がはつきりいたしますならば、その意思を尊重いたしまして善処するつもりでございます。(拍手)

Digitized by srujanika@gmail.com

は現行の物價、給與水準によつており、歳入は現行制度による年間

収入見込額の月割額によつて計上してある。

歳入歳出の補正増加額は各々、二

百四十五億三千余万円であつて、

これを子でに成立した四月分暫定予算に加えると、歳入歳出は各々、二

四百九十七億七千余万円となる。

歳出のうち主なものとあげると、次の通りである。

と、次の通りである。

歳出のうち主なものをあげると、次の通りである。

通信事業特別会計 三十二億一千余万円

などである。

歳入の面においては、鉄道及び

通信の両特別会計において設備建

設改良費の財源については公債ま

た借入金によることとし、その金

額は

鉄道 八億円

通信 六億三千余万円

を予定している。このうち五億五

千萬円を限り、日本銀行から借り入

けさせ、又は日本銀行から借り入

れることとしてある。

また実収入と支出との時期的ズ

レをカバーするため、一時借入金

を予定している。このうち五億五

千萬円を限り、日本銀行から借り入

けさせ、又は日本銀行から借り入

れることとしてある。

一日限り、その通用を禁止し、速かにこれを回収したいといふのである。

このほか大正六年勅令第二百二

号及び大正九年法律第六号により施行した五十銭、二十銭及び十銭

の小額紙幣も併せて整理いたさんとするものである。

これらを引き換える期間は、明

治二十三年法律第十三号の規定によると、通用廃止の翌日から起算

し満五箇年以内となつてゐるが、

今は特に整理を促進するため、これを一年間とし、昭和二十四年

八月三十日までとした。ただ

外國その他大臣の指定する地

域から引き揚げ、明年八月一日以

後本邦に到着した者の所持する分

については、到着の日から一月以

内は引換ができることとなつてい

る。

次に、その引換事務は日本銀行の本支店及び代理店で取り扱うほか、大藏大臣の定めるところにより、一定期間を限つて、全國の郵便官署及び金融機関においても取り扱うこととし、引換者の便を図ることとしている。

また引換期間の満了する明年八月三十日において以上の小額紙幣のうち、回収不能のものがあつた場合は、その分については、政府が引換義務を免れたものであるから、直ちに歳人に受け入れることとする。

二、本案の可決理由

この種の方策としては、一昨年

から、直ちに歳人に受け入れることとする。

二月臨時物資等緊急措置令を公布し、更にその後指定生産材在庫調整規則を制定実施してきた外、現在

中央及び地方に遊休物資活用委員会を設置し、いわゆる營住物資の

を速かに回収し、併せて大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号により発行した小額紙幣を整理する必要があるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年四月三十日 財政及び金融委員長 松岡駒吉殿

衆議院議長 松岡駒吉殿

不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

二、議決の理由

右報告する。

昭和二十三年四月三十日 財政及び金融委員長 松岡駒吉殿

衆議院議長 松岡駒吉殿

不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本邦経済再建に対し最も障害となるとともに、海外よりの輸入につけても運合軍最高司令部の援助を懇請してきている次第である。

この物資の不足であつて、これを打開するため、極力生産の増強に努めるとともに、海外よりの輸入につけても運合軍最高司令部の援助を懇請してきている次第である。

しかししながら海外よりの支援を得ぐためにはもとより、日本国民自体において最善の努力をいたすことが前提であつて、この意味に

おいても國內のいわゆる闇物資その他不正物資及び遊休物資の総ざらいを断行し、これを經濟再建のために活用することは、対内外両面において極めて緊要なことと考えられるのである。

この種の方策としては、一昨年

から、直ちに歳人に受け入れることとする。

二月臨時物資等緊急措置令を公布し、更にその後指定生産材在庫調整規則を制定実施してきた外、現在

中央及び地方に遊休物資活用委員会を設置し、いわゆる營住物資の

種々の事由から本予算の提出が遅延しているのは遺憾であるが、

この予算の内容そのものには異議なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

この予算の内容そのものには異議なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

この予算の内容そのものには異議なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

この予算の内容そのものには異議るものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

一日限り、その通用を禁止し、速かに回収し、併せて大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号により発行した小額紙幣を整理する必要があるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年四月三十日 財政及び金融委員長 松岡駒吉殿

衆議院議長 松岡駒吉殿

不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本邦経済再建に対し最も障害となるとともに、海外よりの輸入につけても運合軍最高司令部の援助を懇請してきている次第である。

しかししながら海外よりの支援を得ぐためにはもとより、日本国民自体において最善の努力をいたすことが前提であつて、この意味に

おいても國內のいわゆる闇物資その他不正物資及び遊休物資の総ざらいを断行し、これを經濟再建のために活用することは、対内外両面において極めて緊要なことと考えられるのである。

この種の方策としては、一昨年

から、直ちに歳人に受け入れることとする。

二月臨時物資等緊急措置令を公布し、更にその後指定生産材在庫調整規則を制定実施してきた外、現在

中央及び地方に遊休物資活用委員会を設置し、いわゆる營住物資の

到底不可能となり、更にその提出時期を延長するの已むなきに至つたので、これを昭和三十三年十二月三十日までに提出しなければならないことと改めたのである。

二 罷決の理由

地方公共團體の職員に関する規定する法律は、これを昭和二十三年五月一日までに國会に提出することができなくなり、昭和二十三年十二月三十一日までにその提出期限を延長することは、諸般の情勢により、已むを得ないと認めたので、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十三年四月二十日

制度委員長 塚東幸太
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

政府は、さきに本年に限り所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關し、特例を設け、所渭稅法の改正案が國会で可決された後改正規定に従つて所得稅の四月予定申告書を提出し、第一期の納稅をするようにしたのである。目下政府は、賃銀物價等經濟諸情勢の推移等に照し、租稅負担を軽減するため具体案を検討中であるが、諸般の事情によりその提案の時期が予定よりも遅延することとなつたので、本年に限り、

所得税の四月予定申告書は六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとしてそれぞれ二箇月繰り延べることとするとともに、第二期の納期も八月一日から同月三十一日までとして、一箇月繰り延べる必要があるのである、なお、これによつて所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても八月一日から同月三十一日までに提出することとしたのである。

一、本案の可決理由

経済情勢の推移に應じ、租税負担の公正を期する等のため、所得税法の改正案を下検討中であるので、所得税の四月予定申告書についても特例を設ける必要がある。これが本案を可決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年四月二十八日

財政及び金融委員長 早稻田柳右エ門
衆議院議長 松岡駒吉殿

閣提出に關する報告書

議案の要旨及び目的

政府が発行する福引券の當せん金の支拂等に關する法律案(内

製造たばこの賣上を増進し、專賣益金の確保を圖るため本年四月一日から五月三十一日までの間に於いて、製造たばこの購入者に對

所得税の四月予定申告書は六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日までに提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとしてそれぞれ二箇月繰り延べることとするとともに、第二期の納期も八月一日から同月三十一日までとして、一箇月繰り延べる必要があるのである、なお、これに伴い所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても八月一日から同月三十日までに提出することとしたのである。

經濟情勢の推移に應じ、租稅負担の公正を期する等のため、所得稅法の改正案を目下検討中であるので、所得稅の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に関する特例について改正を加えるとともに、七月予定申告書及び修正予定申告書の提出並びに第二期の納期についても特例を設ける必要がある。これが本案を可決した理由である。

二、議案の可決理由
政府が発行する福引券に関する
当せん金の支拂その他の事務について、その円滑化を図るため、これを日本勧業銀行に取り扱わせる必要がある。以上の理由によりこれを可決すべきものに議決した右第である。

ることとするのを適當と考えるのである。

このためには、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律に規定してある繰入金の限度額、即ち一億三千二百十一万四千円を、一般会計からの繰入額一億三千二百

で販賣するとすれば賣りつくすまでに長日月を要し、その間閑煙草を更に蔓延させることとなり、また氣候の關係からも品質が悪くなる虞もあるので、この際「新生」の定價を十本あたり二十円に値下げて、これを短期間に賣りつくし、專賣益金を確保するとともに、販賣益金の方にこもれてこよ

昭和二十三年四月二十八日
財政及び金融委員長 早稻田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿
大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨及び目的
大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳出

三十九万五千円だけ引き上げる必要があり、本案が提出された次第である。

二、本案可決の理由

大蔵省預金部特別会計の昭和一十三年度における收支の状況に鑑み、同会計に対する一般会計から繰入金の限度額を引き上げる必要があるものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十三年四月二十八日

財政及び金融委員長 早稻田柳右エ門
衆議院議長松岡駒吉殿

二、本案の可決理由
専賣益金の確保を期し、製造た
ばこ「新生」を短期間に賣りつくす
ため、その定價を改める必要があ
るものと認め、これを可決すべき
ものと議決した次第である。
右報告する。

に関する当社
事務について
せん者である
接当せん券を
小切手を振り

出は、別途提案された昭和二十三年度特別会計暫定予算補正（特第一号）に計上してある如く、五月份の歳出としては、人件費及び事務費、預金利子、他会計への繰入

〔第四十五号参照〕